

科学へジャンプ・イン・北陸実行委員会規約

(名称)

第1条 この団体は、「科学へジャンプ・イン・北陸実行委員会」（以下「実行委員会」という。）と称する。

(所在地)

第2条 実行委員会を次の所在地に置く。富山県射水市黒河5180 富山県立大学工学部知能ロボット工学科高木研究室気付。

(目的)

第3条 実行委員会は、視覚障害児童、生徒の科学指導に関する指導員養成、及び視覚障害を持つ児童、生徒の科学への探究心を励起するため「科学へジャンプ・イン・北陸」を開催することを目的とする。

(構成員)

第4条 実行委員会の構成員は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(役員)

第5条 実行委員会は次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

2 委員長は、委員のうちから互選により選出する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

(所掌業務)

第6条 実行委員会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 科学へジャンプ・イン・北陸における事業実施に関すること

(2) 科学へジャンプ・イン・北陸における事業実施に必要な計画の策定に関すること

(3) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(職務)

第7条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(任期)

第8条 役員及び委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第9条 実行委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき案件とともに、委員長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(会議の運営)

第10条 会議は、委任状を含め委員の2分の1以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 委員長は、会議の議長となる。

(事務局)

第11条 実行委員会の事務を処理するため富山県射水市黒河5180 富山県立大学工学部知能ロボット工学科高木研究室内に事務局を置く。

(経費)

第12条 実行委員会の経費は、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日（この規約の施行の日の属する年度にあつては、当該施行の日）に始まり、翌年3月31日に終わる。この場合において、当該会計年度に属すべき出納の整理期間は、当該会計年度の終わりの日の属する年の4月1日から5月31日までとする。

(設立年月日)

第14条 本会の設立年月日は平成24年4月1日とする。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

(施工期日)

この規約は、平成31年4月16日から施行する。

平成 31 年 6 月 13 日現在

科学へジャンプ・イン・北陸実行委員会 会員名簿

役職名	氏名	現在の職業
委員長	高木 昇	富山県立大学 教授
副委員長	板屋 浩子	富山視覚総合支援学校 教頭
副委員長	荒島 康敬	石川県立盲学校 教頭
会計担当幹事	氷見 千恵子	視覚障害者 IT サポートとやま
技術担当幹事	坂田 薫	視覚障害者 IT サポートとやま
委員	本吉 達郎	富山県立大学 准教授
委員	松本 三千人	富山福祉短期大学 教授
委員	堀 憲子	富山視覚総合支援学校 教諭
委員	橋 美由紀	石川県立盲学校 教諭
委員	入江 真理	視覚障害者 IT サポートとやま
委員	荒井 英俊	視覚障害者 IT サポートとやま
委員	上沢 淳一	視覚障害者 IT サポートとやま
委員	吉田 貴美子	視覚障害者 IT サポートとやま
委員	能登 和敏	NPO 法人 ネットワークアシストたかおか 理事長
委員	関野 玲子	NPO 法人 ネットワークアシストたかおか
委員	守井 慎吾	株式会社インテック社員